

令和6年度 新規有望切り枝品目生産拡大支援事業 第二次公募要領

1. 目的

奈良県では将来的に県の特産品となることが期待される農産物をチャレンジ品目（大和野菜、サクランボ、切り花ダリア、切り枝花木、有機野菜、イチジク、アユ、アマゴ）として選定し、支援を行っている。

そのうち切り枝花木について、令和3年度から3カ年にわたり実施した「切り枝花木産地振興事業」において新規有望品目と確認された品目に対して、生産現場への作付け拡大を図るため、苗木および植え付け時に必要な資材の導入に要する経費を対象に補助を行う。

2. 事業の内容

事業内容	予算額
奈良県での栽培適性および市場性が高い品目について、苗木および植え付け時に必要な資材の導入に要する経費を対象に補助を行い、生産現場への作付け拡大を図る。	255,110円

3. 補助率

予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内を補助

4. 補助対象経費

補助金交付決定日以降に発生した下記の経費を補助対象経費とする。

新規有望品目苗及び植え替え時に必要な資材の導入に要する経費。ただし、資材については、新規有望品目苗の植え替え本数に必要な量の資材に限る。

新規有望品目は、ユウカリ、ミモザ、スモークツリーとする。

5. 補助対象事業者

補助対象事業者となる者は、次のうちいずれかとする。ただし、下記の（1）から（3）を満たす者とする。

- ・3戸以上の県内の生産者で構成された代表者の定めのある法人格を持たない農業者組織
 - ・県内に主たる事務所を有し、県内で営農している農事組合法人または農事組合法人以外の農地所有適格法人
- （1）組織の規約が整備されていること。
 - （2）法人格を持たない農業者組織においては、構成員の名簿が整備されていること。
 - （3）組織名義の口座において補助金の管理ができること。

6. 本事業の担当部署（問い合わせ先）

奈良県食農部 農業水産振興課 園芸特産係（担当者：角川^{すみかわ}）
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 ☎ 0742-27-7443

7. 事業実施期間

事業実施期間は、補助金交付決定日から令和7年3月31日（事業完了報告の提出期限）までとする。

8. 事業公募期間

令和6年11月22日（金）9時から令和6年12月6日（金）16時30分まで

9. 事業への応募

本事業への取り組みを希望する事業申請者は、8の事業公募期間中に、奈良県食農部農業水産振興課長（連絡先等は6に記載）あてに新規有望切り枝品目生産拡大支援事業申請書（別紙様式）を提出する。

ただし、事業申請者（団体）における事業を実施する生産者（以下、取組生産者とする）のうち、1名でも取り組み本数が1品目5本未満の者を含む場合は受け付けない。

10. 補助対象事業者の選定および補助率の決定について

提出された事業申請書について審査を行い、要件を満たした者を補助対象事業者として選定する。

なお、全補助対象事業者の申請額の合計が予算額を上回った場合には、予算額を申請額の合計で除して補助率を決定し、補助対象事業者ごとに補助対象経費を補助率で乗算し、補助金額を算出する。